

渡嘉敷村訓令第1号

渡嘉敷村感染症自宅療養者支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年1月13日

渡嘉敷村長 座間味 秀勝

渡嘉敷村感染症自宅療養者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）のうち、やむを得ず渡嘉敷島内の自宅で療養する者、及び「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版国立感染症研究所感染症疫学センター制定）」において、濃厚接触者となった者（以下「自宅療養者」という。）に対する支援（以下「支援等」という。）を行うことを目的とする。

(支援対象者)

第2条 村内に住所を有する自宅療養者のうち、村からの聞き取りに対し支援等を希望する旨を申し出た者。

(支援内容)

第3条 支援等の内容は1日当たり千円相当の食料品及び衛生用品等で上限を1万5千円程度とする。

(支援品の返還)

第4条 村長は、偽りその他不正行為によってこの支援を受けた者に対して、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は公布の日から施行する。